

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

与那国町長 系数 健一

市町村名 (市町村コード)	与那国町 (382)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (祖納)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・与那国町における農用地の現況は、耕作者の絶対数が不足していることや効率的な農地利用に必須である農機類の導入が不十分であること等により、休耕地面積は増加傾向となっている。 また、農業基盤整備率は、約75%となっており、県平均割合と比較して高い整備率となっている一方で、かん水施設整備率は約6%と非常に低く、園芸品目等における生産環境は十分に整っていない。 さらに、70歳以上農家のうち、「後継者がいる」と回答した農家はおらず、将来の離農者に対する担い手の数は不足すると予測される。 なお、Iターン等の新規就農希望者を受け入れる場合には、住居不足が懸念される。 【東部】給水施設などが近づくなく水の確保が負担となっている。 ・農地、農道、排水施設等に関する課題、農業用水の課題、担い手の育成・確保の課題、維持管理に関する課題、農用地の集積・集約化の課題が協議の場での意見として挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・さとうきびを主体に水稻・果樹等が栽培されており、近年は長命草やパクチーなど新たな特産品も出てきており、「地産地消」を基本とした生産・販売体制を構築するとともに、八重山圏域が一体となって島外をターゲットにし見据えた「稼げる農業」で持続可能な農業を目指す。さらに土壌分析データを活用した改善策の検討や優良農家の紹介等による普及啓発活動を実施し、単収の向上を図る。 ・農業者の高齢化や離農者が多い現状を踏まえ、農作業受委託体制の充実を図り、新規就農者の参入に対する支援として既施設を活用した住宅を検討し担い手を募る。 ・休耕地対策として農地中間管理機構を通して意欲のある担い手へ貸し付ける。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取組を周知し、農地の集積・集約化を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理機構を活用することで農業者の育成及び確保を推進し、担い手を募る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

【共通】

・土地改良事業により、要整備率面積は高い状況ではあるが農業用水源整備やかんがい施設整備は大幅に遅れている状況であり整備を進めていく。
 ・未舗装農道や老朽化の激しい農道、排水不良の側溝、土地改良、防風林等の基盤整備の未整備地域については、関連事業を活用して基盤整備が進められるように検討する。
 ・南帆安地区に関して、道路網が整備されておらず区画も不整形であるため、営農の効率が著しく低いことから、農地整備事業に取り組み、機械化等の営農形態の確立を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・農地利用に関しては、認定農業者や認定新規就農業者等の中心経営体で担うことに加えて、町内における営農希望者や町外の入作希望農家等の受け入れを促進することを軸に対応していく。
 また、土地利用型作物や園芸品目等の振興に必須となる農機具や施設整備等に関して、各種補助事業の活用や効率的な農地の集約化並びにかん水施設整備率の向上に向けて検討する。
 さらに、イターン者等においては、地域おこし協力隊等の関係機関と連携し、古民家活用等の選択肢も考慮した住居確保支援や移住環境の整備に向けた検討を行う。
 なお、町内アンケートの回答結果から、農家数の約半数が「兼業農家」となっており、農用地の有効活用に向けた観点から、町内兼業農家等に対する町独自の支援策も検討する必要がある。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・農作業委託を最大限活用して効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害状況の把握や情報共有を行い、速やかに対応できる体制の構築に努める。
 ②土づくり等を通じて、化学肥料、化学合成農薬等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。
 ③スマート農業の技術進展に注視しながら、導入が可能な技術については、試行的に取り組む。
 ④集出荷施設整備の計画の検討。駐屯地、給食センターへの出荷可能性を調査し出荷体制の強化を図る。
 ⑤果樹、花卉等の園芸作物の安定生産や生産拡大に取り組んでいく。
 ⑦多面的機能支払交付金の補助事業を活用し、農用地、水路、農道、沈砂池、浸透池等の地域資源の適切な保全管理に取り組む。
 ⑧生産施設への取組としてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。
 ⑨耕種農家と畜産農家等が連携し、畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、肥料、土づくりに利用できるように取組んでいく。
 ⑩地産地消を図るとともに地域コミュニティの活性化に取り組む。